

こども計画変更のポイント

資料 6－1

Point①

満三歳以上限定小規模保育事業所に係る量の見込みと確保策

令和7年10月公布、令和8年4月施行の改正児童福祉法により、3歳から5歳児のみを対象とした小規模保育事業所の設置が認められた。

本改正に伴い、各自治体は子ども子育て支援事業計画（当市におけるこども計画）において、3歳から5歳児を対象とした小規模保育事業所に係る量の見込みと確保策を記載する必要が生じたことから、今回計画の変更を行う。

Point②

こども誰でも通園制度に係る提供区域の設定および事業内容の追記

令和7年9月16日付こども家庭庁通知により、こども誰でも通園制度について提供区域ごとの量の見込みと確保策を計画に記載すること及び、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を計画に位置づける必要性が生じたことから、計画の追記・変更を行う。